

西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則
第3条第2号及び第3号に掲げる保護者の属する世帯の利用者負担額にかかる
階層区分の変更に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年西宮市規則第72号。以下「規則」という。）第3条第2号及び第3号に定める利用者負担額に係る規則第4条第3項の規定による階層区分の変更について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱に別段の定めがある場合を除くほか法の例による。

(収入の著しい変動その他特別の事情があったと認めるとき)

第3条 規則第4条第3項の収入の著しい変動その他特別の事情があったと認めるときは、次の各号に掲げる事由があったと市長が認めるときとする。

- (1) 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他の災害により、その住居について著しい損害を受けたとき
- (2) 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の当該年度の保育料算定の基礎となった収入が、当該年度の年（以下「当該年」という。）において次に掲げる事由により途絶又は激減し、当該年の収入がその10分の6以下になると推定される場合。ただし、この事由に該当しない者の収入は変動がないものとして推定する。
 - ア やむをえない事由による2月以上継続する失業、廃業又は休業。
 - イ 1月以上継続する入院又は通院による不就労。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に在籍する児童が1月以上継続する入院又は自宅療養等により連続して保育施設を欠席し、当該児童の属する世帯のその治療に要する経費の負担が大である場合。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他特別の事情があったと市長が認めるとき

(階層区分の変更の基準)

第4条 規則第4条第3項の規定による階層区分の変更は、次の表の左欄に掲げる対象事由（以下次条及び第6条において「対象事由」という。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる階層区分の変更の基準により行うものとするものとする。

対象事由	階層区分の変更の基準
支給認定保護者又は世帯の生計を主として維持する者の住居が全壊又は全焼したとき	規則別表第1から別表第3までにおいて該当する別表における最も上位の階層区分に変更
支給認定保護者又は世帯の生計を主として維持する者の住居が半壊又は半焼したとき	規則に基づいて決定される階層区分の利用者負担額に2分の1を乗じた金額について規則別表第1から別表第3までにおいて該当する別表における当該金額の直近下位の額の階層区分に変更
第3条第2号	当該年度の支給認定子どもに係る利用者負担額の決定の基礎となった収入の額が当該収入の10分の6以下の額となる見込みである場合において、当該支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の額により決定した階層区分に変更。 ただし、この事由に該当しない者の収入は変動がないものとして推定。
第3条第3号	認定変更を行う月の利用者負担額に2分の1を乗じて得た額を規則別表第1から別表第3に当てはめたときの直近下位の額に対応する階層区分に変更

2 第3条第2号の事由に該当する者に雇用保険給付金、休業補償金、傷病手当金又はこれらに類する収入があるときは、当該年の収入を推定する場合には、収入として加算するものとする。

(階層区分変更の期間)

第5条 規則第4条第3項の規定により変更された階層区分の変更の期間は以下各号のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 第3条第1号に該当する者は、当該事由が発生した日の属する月から当該月の属する年度の末までとする。
- (2) 第3条第2号に該当する者は、当該事由の発生した日の属する月の翌月（当該事由が発生した日が当該年度の始まる前の場合は、4月）から当該事由が消滅したと認められる日の属する月までとする。ただし、当該年度を超えることはできないものとする。
- (3) 第3条第3号に該当する者は、欠席期間が1月以上2月未満の場合は欠席日の多い方の月の階層区分を変更し、2月以上の場合、当該事由が発生した日の属する月の直近の欠席日の多い月から当該事由が消滅したと認められる日の属する月までとする。

(階層区分の変更の手続)

第6条 世帯の階層区分の変更を申請しようとする者は、次の各号に従い必要な書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する者 階層区分変更申請書及び災害その他損害を受けたことを証明する書類
- (2) 第3条第2号に該当する者 階層区分変更申請書及び、雇用保険受給資格者証、廃業届、予定納税額の減免を証する書類、給与支払証明書等所得状況を証する書類又は申立書
- (3) 第3条第3号に該当する者 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の施設長の確認を受けた階層区分変更申請書（病欠用）及び1月以上継続して入院又は自宅療養等を要した旨の記載された診断書

(階層区分の変更の対象事由の消滅等)

第7条 第3条及び第4条の規定により世帯の階層区分を変更された支給認定保護者は、対象事由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届け出があったとき、またはその事由が消滅したと認めたときは、当該事由が消滅した日の属する月の翌月より変更前の階層区分に変更するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、様式その他世帯の階層区分の変更に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 保育所運営費負担金階層区分の認定変更取扱要綱（平成10年制定）は廃止する。